

MR通信【8月号】

今月のテーマ

新個人情報保護法の概要とは？

～H29.5.30施行！改正個人情報保護法をポイント解説～

社会保険労務士法人マツザワサポート
ライフサポートまつざわ
〒950-1425 新潟市南区戸石 382-19
TEL 025(372)5215 FAX 025(372)5218
Eメール info@matsuzawa-support.com
URL <http://matsuzawa-support.com>

～平成29年5月30日から、個人情報を取り扱うすべての事業者に個人情報保護法が適用されます！～

改正のポイント！

1. 個人情報保護委員会の新設

個人情報取扱事業者に対する監督権限を各分野の主務大臣から委員会に一元化

2. 個人情報の定義の明確化

- ①利活用に資するグレーゾーン解消のため、個人情報の定義に身体的特徴等が対象となることを明確化
- ②要配慮個人情報（本人の人種、信条、病歴など本人に対する不当な差別又は偏見が生じる可能性のある個人情報）の取得については、原則として本人同意を得ることを義務化

3. 個人情報の有用性を確保(利活用)するための整備

匿名加工情報（特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報）の利活用の規定を新設

4. いわゆる名簿屋対策

- ①個人データの第三者提供に係る確認記録作成等を義務化
第三者から個人データの提供を受ける際、提供者の氏名、個人データの取得経緯を確認した上、その内容の記録を作成し、一定期間保存することを義務付け、第三者に個人データを提供した際も、提供年月日や提供先の氏名等の記録を作成・保存することを義務付ける
- ②個人情報データベース等を不正な利益を図る目的で第三者に提供し、又は盗用する行為を「個人情報データベース等不正提供罪」として処罰の対象とする

5. その他

- ①取り扱う個人情報の数が5000以下である事業者を規制の対象外とする制度を廃止
- ②オプトアウト（※）規定を利用する個人情報取扱事業者は、所要事項を委員会に届出ることを義務化し、委員会はその内容を公表
- ③外国にある第三者への個人データの提供の制限、個人情報保護法の国外適用、個人情報保護委員会による外国執行当局への情報提供に係る規定を新設

（※）「オプトアウト」・・・あらかじめ本人に対して個人データを第三者提供することについて通知又は認識し得る状態にしておき、本人がこれに反対をしない限り、同意したものとみなし、第三者提供をすることを認めること

個人情報取扱事業者の義務

個人情報取扱事業者は、個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために講ずべき必要かつ適切な措置として、基本方針の策定、個人データの取扱いに係る規律の整備、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置として考えられる方策を講じなければなりません。>「個人情報保護法ガイドライン(通則編)」参照

個人情報保護法上の義務	個人情報	個人データ	保有個人データ
個人情報の取得、利用に関して課せられる義務			
利用目的の特定(法 15 条)	○	○	○
利用目的による制限 (法 16 条)	○	○	○
適正な取得(法 17 条)	○	○	○
取得に際しての利用目的の通知等(法 18 条)	○	○	○
個人データの管理・監督に関して課せられる義務			
データ内容の正確性の確保等 (法 19 条)	×	○	○
安全管理措置(法 20 条)	×	○	○
従業者の監督 (法 21 条)	×	○	○
委託先の監督(法 22 条)	×	○	○
個人データの提供に関して課せられる義務			
第三者提供の制限(法 23 条)	×	○	○
外国にある第三者への提供の制限 (法 24 条)	×	○	○
第三者提供に係る記録の作成等(法 25 条)	×	○	○
第三者提供を受ける際の確認等(法 26 条)	×	○	○
保有個人データに関して課せられる義務			
保有個人データに関する事項の公表 (法 27 条)	×	×	○
開示(法 28 条)	×	×	○
訂正等(法 29 条)	×	×	○
利用停止等(法 30 条)	×	×	○
その他			
苦情処理 (法 35 条)	○	○	○

個人情報のうち、要配慮個人情報に関する義務

取得の際の本人同意(法 17 条 2 項)

オプトアウトの方法による第三者提供の禁止(法 23 条 2 項)

匿名加工情報に関する義務

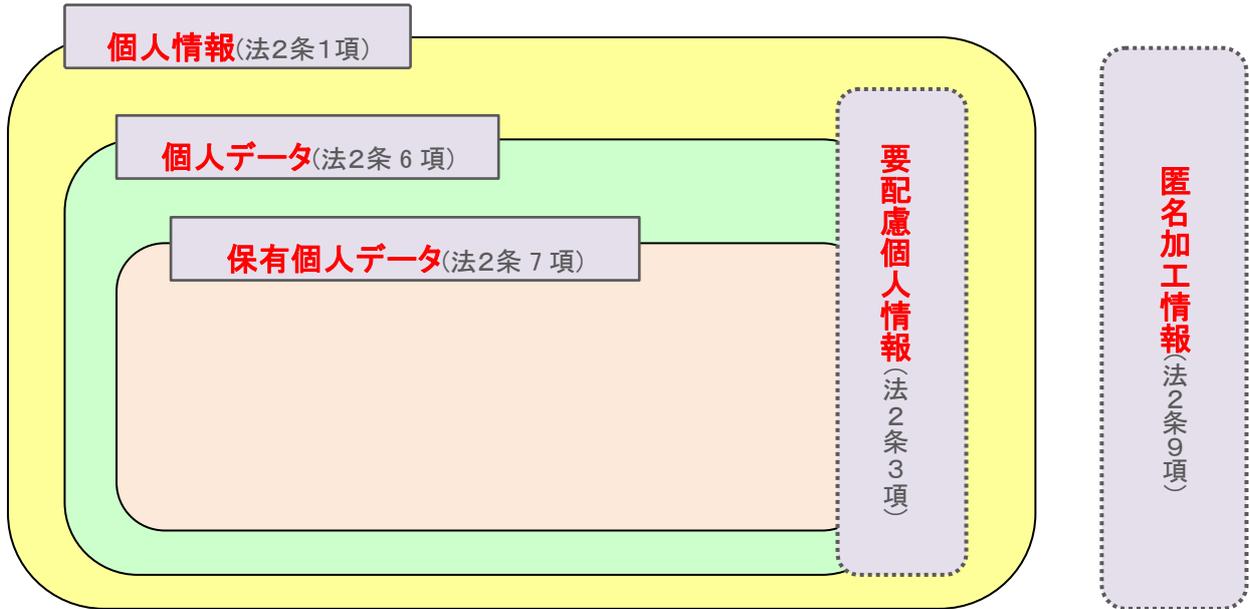
匿名加工情報の作成等(法 36 条)

匿名加工情報の提供 (法 37 条)

識別行為の禁止(法 38 条)

安全管理措置等(法 39 条)

各定義の関係



個人情報保護法(用語の定義)

個人情報	<p>生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>① 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。)</p> <p>② 個人識別符号が含まれるもの</p>
個人識別符号	<p>次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。</p> <p>① 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの</p> <p>② 個人に提供される役務の利用もしくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、もしくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者もしくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、もしくは記録されることにより、特定の利用者もしくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの</p>
要配慮個人情報	<p>本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報という。</p>
個人情報データベース等	<p>個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの(利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く)をいう。</p> <p>① 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの</p> <p>② 特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの</p>
個人情報取扱事業者	<p>個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。</p>
個人データ	<p>個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。</p>

保有個人データ	個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は1年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。
本人	個人情報によって識別される特定の個人をいう。
匿名加工情報	次に掲げる個人情報の区分に応じて、当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。 ① 上記「個人情報①」に該当する個人情報については、当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む) ② 上記「個人情報②」に該当する個人情報については、当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む)
匿名加工情報取扱事業者	匿名加工情報を含む情報の集合体であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるものを事業の用に供している者をいう。
個人情報保護委員会	内閣総理大臣の所轄に属する(内閣府設置法第49条第3項) 個人情報保護委員会は、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ることを任務とする。 個人情報保護委員会は、個人情報保護法の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者等(個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者)に対し、個人情報又は匿名加工情報の取扱いに関し、必要な報告もしくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該個人情報取扱事業者等の事務所その他必要な場所に立入らせ、個人情報等の取扱いに関し質問させ、もしくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
中小規模事業者	従業員の数が100人以下の個人情報取扱事業者をいう。 ただし、次に掲げる者を除く。 ① その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去6ヶ月以内のいずれかの日において5,000を超える者 ② 委託を受けて個人データを取り扱う者

「中小規模事業者」については、取り扱う個人データの数量及び個人データを取り扱う従業者数が一定程度にとどまること等を踏まえ、円滑にその義務を履行し得るような手法の例がガイドライン(通則編)において示されています。